

No.	協議事項	主な取組状況・成果等
1	<p>○「さいたま市民憲章」「さいたま市民の日」の普及について</p> <p>【協議内容】</p> <p>①市民憲章・市民の日について、学校の副読本への掲載  ②小・中学生用に向けた市民憲章パンフレット作成にあたっての協力及びパンフレットを活用した学校現場での学習機会の提供  ③学校現場における市民の日になんだ郷土の歴史等に関する学習機会や特別給食の実施</p>	<p>【都市経営戦略部・指導一課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学生用のパンフレット作成にあたっては、教育委員会（指導1課）より学習しやすいページ構成や理解しやすい表現・言い回し等についての助言をいただきながら作成した（R3.11月）。配付の際には、<u>学校集会やホームルームなどの機会にパンフレットを活用し、児童・生徒らの憲章に対する理解が進むよう指導1課と共同で校長会に働きかけをおこなった。</u>また、<u>学級担任にもパンフレットを配付し、教職員への周知を図った。</u>（R3.12月）</li> <li>市内小学生20名によるリレー形式の市民憲章朗読映像を制作し、市制施行20周年記念WEB式典以降、現在まで継続して公開。（R3.11月～）</li> <li>市民憲章の英語翻訳版を作成し、市ホームページにて掲載。（R3.11月～）</li> <li>各市立学校において、<u>市民憲章全文を掲載したパネルを掲示。</u>（R3年度中に配送予定）</li> <li>令和4年度は、市民の日当日や前後を含む期間（4月1日～5月31日）において、<u>市民の日に関連する催しや展示など全140事業のほか、市民や事業者との連携による事業(29事業)を実施予定。</u>（R4.3.11現在）</li> <li>小学校社会科副読本「わたしたちのさいたま市」（令和4年3月発行）を指導1課が作成し、「さいたま市民憲章」と「さいたま市民の日」に関する内容を掲載した。</li> <li>各市立学校（小・中・中等教育・特別支援学校）において、<u>地元食材を使ったお祝い給食を実施予定</u>（R4.4月）</li> </ul>
2	<p>○キャリア教育の推進について ～中学生による企業へのビジネス提案～</p> <p>【協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中学生による企業へのビジネス提案をする新たなキャリア教育「さいたまエンジン」の内容について</li> <li>「さいたまエンジン」実施に向けて、教育委員会と市長部局との連携、協力について</li> </ul>	<p>【指導1課・高校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「さいたまエンジン」の概要について、校長会で説明し、さいたま市の子どもたちに、新しい価値を創造する力を育成する取組であることを周知した。また、<u>令和4年度「さいたまエンジン」実施校を3校（岸中学校、浦和中学校、大宮国際中等教育学校）を選定するとともに、新年度より円滑に取り組めるよう、実施校の管理職・キャリア教育担当職員等に説明会を実施し、目的や内容、スケジュール等を確認した。</u></li> <li>「さいたまエンジン」の協力企業を増やすために、<u>埼玉経済同友会、埼玉県経営者協会へ出向き、概要等を説明し、協力を依頼した。</u>また、令和4年度「さいたまエンジン」に御協力をいただくため、<u>企業6社を訪問し、事業の目的や内容等について説明をし、連携・協力に向けての準備を進めた。</u></li> <li>経済局産業展開推進課を通じて申請のあった岩槻工業団地事業協同組合主催「<u>彩の国オープンファクトリーin岩槻</u>」の取組について後援を行い、市立各小・中・中等教育学校に「<u>彩の国オープンファクトリーin岩槻</u>」について案内をした。今後も「さいたまエンジン」協力企業を増やすために、市長部局との連携・協力を一層進めていきたいと考えている。</li> </ul>

# 令和3年度第2回総合教育会議

## さいたま文化を支える人材の育成について

令和4年3月29日（火）

スポーツ文化局文化部文化振興課

# 文化芸術都市創造計画における位置づけ

将来像	生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市
-----	---------------------

基本 施策	施策1	文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進
	施策2	文化芸術に対する子どもの感性・創造性の醸成
	施策3	伝統的・民族的な文化芸術の継承と発展
	施策4	文化芸術に対する理解や関心の促進
	施策5	地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘・保護・活用
	施策6	多様な文化芸術に触れる機会の提供
	施策7	文化芸術活動の場の充実
	施策8	多様な分野と文化芸術との有機的な連携

- ・子どもに対する文化芸術教育の充実
- ・子どもを対象にした鑑賞・体験機会の充実
- ・子どもを対象にした創造・発表機会の充実

将来の文化芸術の担い手である子どもたちの豊かな感性と創造性を醸成するため、文化芸術に触れあえる機会の充実をはかります。

## SDGs未来都市計画における位置づけ

2030年のあるべき姿

誰もが「住みやすい」「住み続けたい」と思えるさいたま市の実現

### ③教育・文化

ゴール、ターゲット番号	KPI	
 4.7	指標:「将来の夢や目標を持っている」と答えた 児童生徒の割合	
	2018年 小6 86.7% 中3 74.0%	2021年 小6 87%以上 中3 78%以上



学校への芸術家の派遣や優れた文化芸術の鑑賞機会の提供等を通じて、  
 文化芸術に係る感性や想像力を育むことで、  
 子どもたちの夢や希望を持つきっかけとします。

# 文化芸術都市創造計画を踏まえた事業展開の方針

## 学校等との連携を通じた文化芸術教育の推進

### ■ 方針1

アーティスト等を教育機関等に派遣し、子どもたちが身近に質の高い文化芸術を体験・鑑賞・学習のできる環境に向け、学校等と連携し、アウトリーチやワークショップ事業を実施します。

### ■ 方針2

子どもたちの郷土意識を高め、知識や教養を育むため、地域の多様な文化芸術を活かした体験学習の充実を図ります。

## 具体的な事業展開 ①

### 文化部で実施している事業展開

#### (事業1)名曲コンサート・プライマリーコンサート

市民の文化・芸術の向上に寄与するために音楽会を開催し、広く市民への音楽鑑賞の機会の提供と、地域において子どもから高齢者までのより多くの市民が音楽に触れる機会を提供し、音楽文化の向上に貢献する。

##### ■名曲コンサート

日本フィルさいたま定期演奏会にて市民割引を実施

##### ■プライマリーコンサート【アウトリーチ事業】

小中学校にプロの演奏家を派遣し、演奏会を実施

実施時期：毎年5月～12月頃



子どもたちが身近に文化芸術に触れることのできる環境に向け、学校や身近な文化施設でのアウトリーチ事業を実施しています。

## 具体的な事業展開 ②

### (事業2)大宮盆栽美術館の出張盆栽授業

大宮盆栽村や盆栽の国際化に関する講義と、大宮盆栽美術館での展示を目標とした、ひとり一鉢の盆栽づくりを体験する小学校へのお出張授業を実施し、市に根付いた盆栽の文化に直接触れられる機会を創出する。

実施時期:毎年10月～3月(令和4年度は1校・1室で実施)



### (事業3)大宮盆栽美術館での子ども向けワークショップ

集合型と希望によりオンラインを組み合わせたハイブリッド形式により、月例及び夏休み期間に盆栽をつくる講座を開催し、盆栽文化の振興を図る。

実施時期:毎年4月～3月(月1回)、夏休み期間(特別講座)



## 具体的な事業展開 ③

### (事業4)北沢楽天漫画大賞

公募型の漫画コンテストとして、国内外から一枚漫画作品を募集し、入賞作品をプロ漫画家をはじめとした審査員が選定する。ジュニア部門を設け、子どもたちの創造・発表機会を提供する。

実施時期: 募集毎年8月～9月、展覧会毎年11月～2月



市長賞 (ジュニア・課題)  
桃太郎たちのリモート会議 溝口 捷太

### (事業5)大宮盆栽美術館・岩槻人形博物館 教育普及事業

校外学習における見学の受け入れを実施。  
館内では、学習に資する地域文化にかかる動画の視聴や解説を行う。

実施時期: 募集2月上旬、見学通年



子どもたちの郷土意識を育むため、地域の多様な文化芸術を活かした体験学習を提供しています。



## 具体的な事業展開 ④

### さいたま国際芸術祭2023の開催

#### 開催期間

令和5年10月7日(土)～12月10日(日)[65日間]

#### 会場

旧市民会館おおみや(大宮エリア)及び浦和駅周辺

機能移転後の旧市民会館おおみやをメイン会場とするとともに、併せて、令和4年4月1日に開館する新市民会館おおみやなどの活用を検討します。

#### コンセプト 「共につくる、参加する」市民参加型の芸術祭

#### ① アートプロジェクト

国内外の一流・新進アーティストの作品やプロジェクトの展開

#### ② 市民プロジェクト【前回より拡充】

市民等が主体となって参加できるバリエーションに富んだプロジェクトを拡大して展開。

#### ③ 連携プロジェクト

市内の文化施設や商店街等がまちを活性化させるために実施する事業と連携



## 具体的な事業展開 ⑤

### さいたま国際芸術祭2023での事業展開

#### (事業5) 中高生サポーターとしてのご協力

- アーティストと交流をもちながら、作品制作に参加をいただく

実施時期: 令和5年6月～9月(予定)



- 児童生徒の社会参画活動の一環として、国際芸術祭の会場案内だけでなく展示作品のガイドを行う運営スタッフとして参加いただく

実施時期: 会期中予定



#### (事業6) タブレットを利用した作品鑑賞の提供

GIGAスクール構想により生徒の所有するタブレットにおいて、国際芸術祭の映像作品等を配信し、鑑賞機会を提供します。

実施時期: 会期中予定



アーティストとの交流により多様な価値観に触れる貴重な機会であるとともに、文化芸術に理解を深める絶好の機会となります。

## 事業展開の目指す効果

---

さいたま国際芸術祭2023

アウトリーチ・ワークショップ  
事業

さいたま市独自の文化芸術を  
活かした体験学習

将来の文化芸術の担い手である子どもたちの豊かな感性と創造性を醸成

子どもたちの夢や希望をもつきっかけ  
さいたま文化を支える人材の育成

令和4年3月29日（火）  
令和3年度第2回  
さいたま市総合教育会議

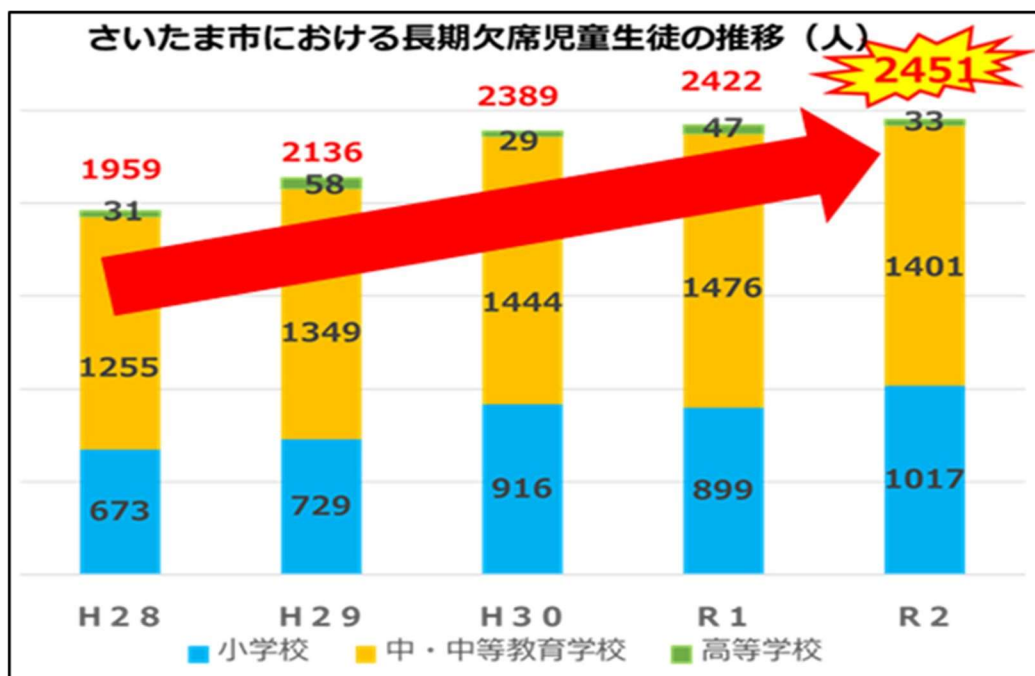
# 不登校等児童生徒への 支援の充実について

---

教育委員会事務局学校教育部  
総合教育相談室

# 1 令和4年度から「不登校等児童生徒支援センター（通称：Growth）」の設置

さいたま市における小・中・高等・中等教育学校における長期欠席児童生徒数は増加傾向にあり、支援の充実が喫緊の課題である。



※長期欠席者：欠席数が1年度間で30日以上の子童生徒  
（令和2年度より「欠席数」と「出席停止・忌引等の日数」の合計が30日以上に変更）

**学ぶ楽しさや喜びを実感できる機会（学びのチャンス）を提供することが必要。**

# 1 令和4年度から「不登校等児童生徒支援センター (通称：G r o w t h)」の設置

---

## ・設置の目的

不登校や病気等で長期欠席している児童生徒へ寄り添い、オンラインで学習サポートをする。  
訪問相談等を実施し、児童生徒の社会的自立を目指す。

※設置場所：職員研修センター内（見沼区）

## 2 「不登校等児童生徒支援センター (通称：G r o w t h) の概要

### (1) ICTを活用した学習支援の実施

1人1台端末を活用して、小中学校別のオンライン授業や体験活動等を配信する。

国語、算数・数学、  
グローバルスタディ  
等の授業配信します



体験学習等の授業を配  
信します。



生活リズムを整え、  
運動の楽しさ喜びを伝  
えます。



## 2 「不登校等児童生徒支援センター (通称：G r o w t h) の概要

### (2) 多様なプログラムの実施

オンラインによるホームルーム等を実施し、自宅にいなから、新しい出会いの場を提供する。さらに、校外学習等を実施し、児童生徒が実際に自然体験活動を通じて交流する。

自宅にいなから新しい出会いの場  
を提供します。



実際に自然体験活動  
を通じて交流します。

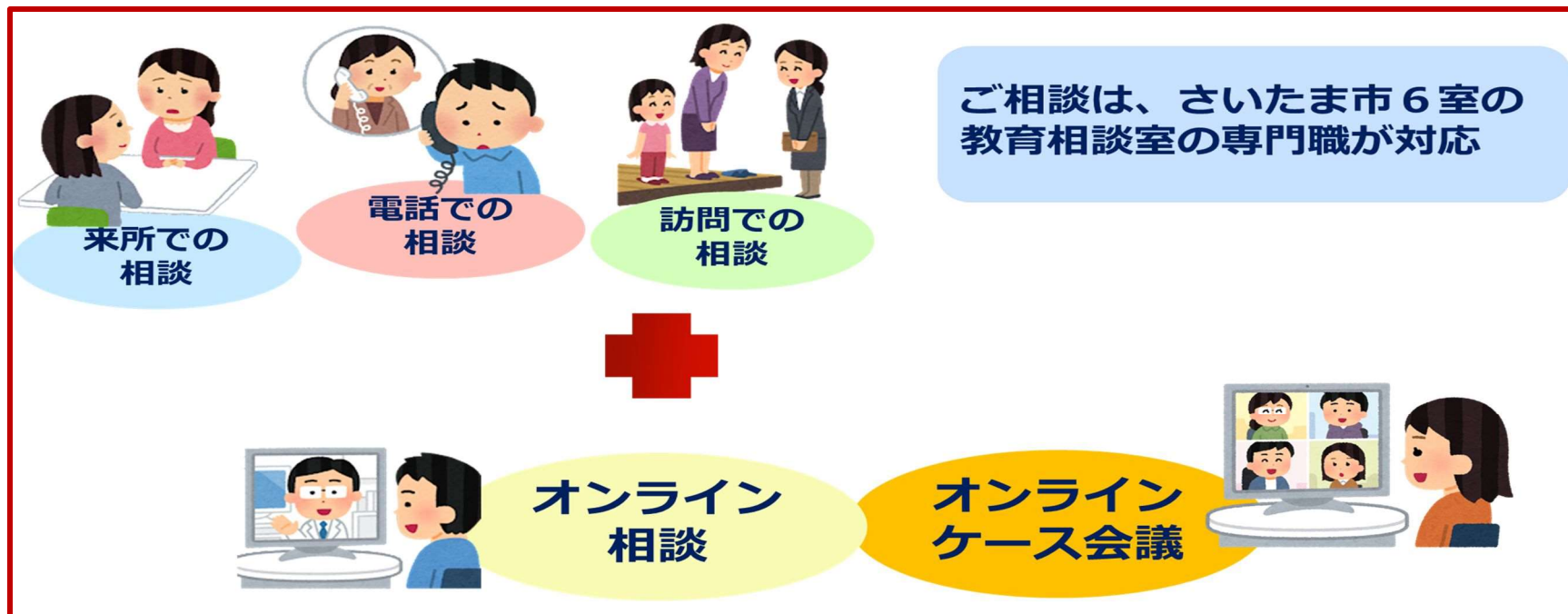




## 2 「不登校等児童生徒支援センター (通称：G r o w t h)」の概要

### (3) 市内6室の教育相談室によるサポート

保護者や本人が市内6室ある教育相談室に、必要に応じて相談できるように、教育相談・サポート体制を充実させる。

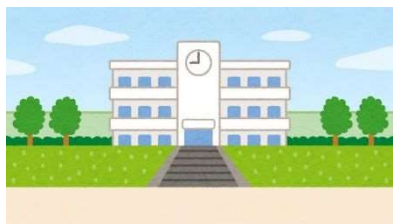


## 2 「不登校等児童生徒支援センター (通称：G r o w t h)」の概要

### (4) 学校や保護者との連携

「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』に係るガイドライン」の周知、不登校等に悩む保護者を対象とした「子育て学習会」の実施等、在籍校や保護者との連携を図る。

#### 学校との連携



学習状況等の情報を学校へ提供し、「指導要録上の出席扱い」となるよう指導します。

#### 保護者との連携

子育て学習会を実施し、保護者の不安や孤立感の軽減を目指します。



## 2 「不登校等児童生徒支援センター (通称：G r o w t h) の概要

### (5) 周知の方法

① 市のホームページ  
の掲載

「不登校等児童生徒支援センター  
(通称：Growth)」の概要について掲載します。

② 説明会の実施

日程は、  
令和4年4月15日(金) 20日(水) 25(月)  
参加方法は、来場又はオンラインとなります。

③ 保護者への案内配付

学校から全家庭へ、リーフレットを配付します。

④ 他機関窓口へ  
リーフレットの設置

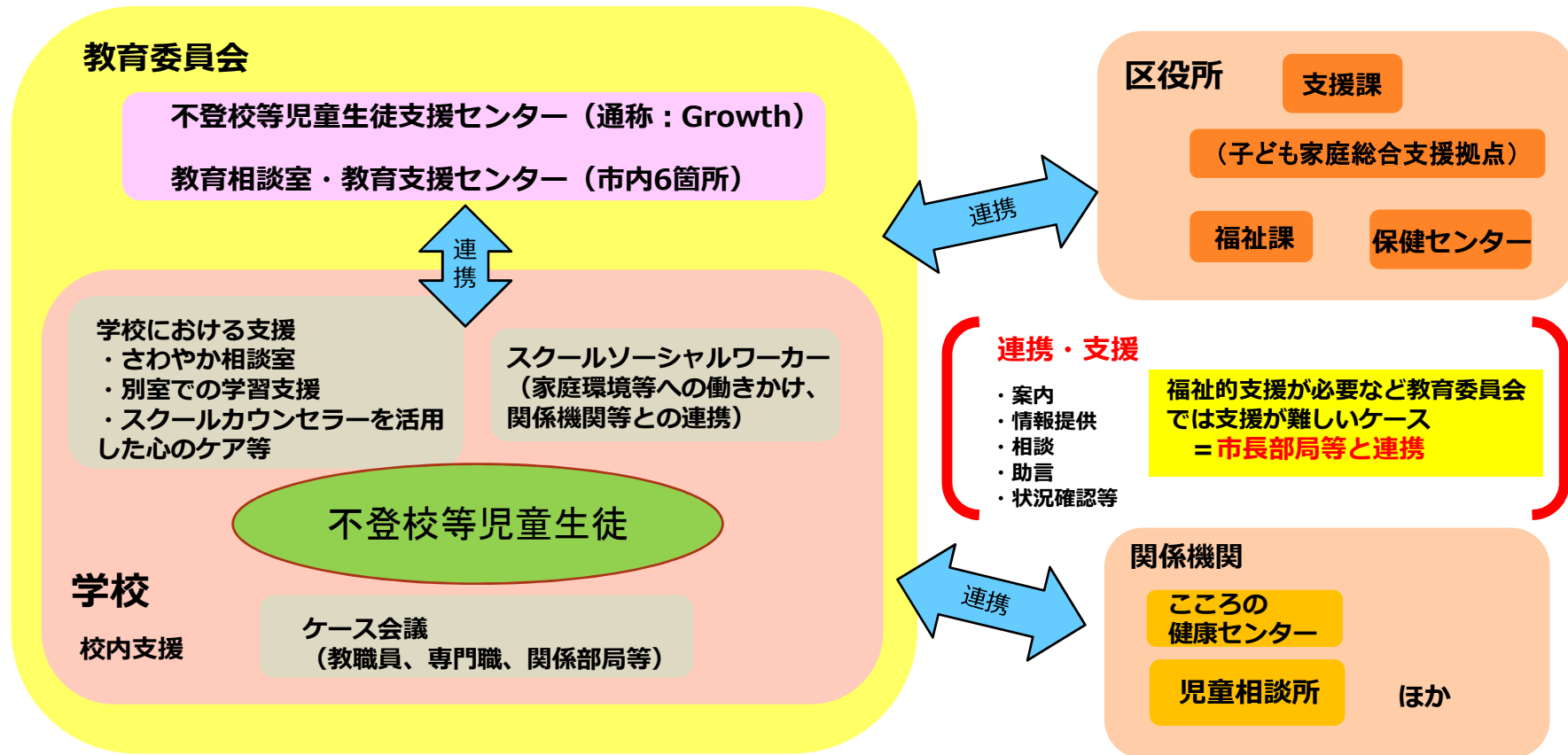
教育相談室や児童相談所、支援課等の窓口へリーフ  
レットを設置します。

### 3 不登校等児童生徒への支援における教育委員会と市長部局との連携

市長部局においても、不登校等児童生徒への社会的自立に向けて、様々な取組を実施している。

窓口等	所在地	内容
子どもの精神保健相談室 (こころの健康センター内)	子ども家庭総合センター 「あいぱれっと」 浦和区上木崎4-4-10	専門の相談員が子どものこころの健康に関する相談を行う。
ひきこもり相談センター (こころの健康センター内)		児童期、思春期、成人期の方を対象に、ひきこもり・不登校のことでお悩みのご本人、ご家族等からの相談を受ける。
なんでも子ども相談窓口		子どもに関するあらゆる相談について、電話や窓口でお話をうかがう。
なんでも若者相談窓口		学校、仕事、生活上の悩みや困りごとの相談について電話や窓口でお話をうかがう。
児童いじめ相談 (児童相談所)		児童相談所の職員がさいたま市在住の子どものいじめの相談に応じる。
若者自立支援ルーム	大宮区桜木町2-190 南区南浦和2-27-16	義務教育終了後から30歳代までの市民を対象に、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施する。
子ども家庭総合支援拠点 (令和4年度から10区に設置)	各区支援課	支援が必要な家庭の早期発見・虐待の未然防止・再発防止に至るまでの切れ目のない支援の実施を目的に設置

# 4 不登校等児童生徒への支援における教育委員会と市長部局との連携 ～ 連携イメージ（令和4年度 Growthの開設後）～



Growthを拠点にした不登校等児童生徒への支援において、複雑化、多様化する児童生徒の状況に対し、学校・教育委員会・市長部局の連携により支援の充実を図っていく。

## 4 不登校等児童生徒への支援における教育委員会と市長部局との連携

(1) 学校や教育委員会では支援が難しいケース等での連携  
(障害や病気、または経済的な困窮等の様々な理由から生活上の支援が必要なケース)

教育機関だけでは支援が困難と考えられる状況等	主な連携先	他機関に期待する支援の例
<p>① 保護者等による登校に向けたサポートが難しい(経済的なもの、教育への理解等)。</p> <p>② 保護者が家事や育児を十分にできないため、子どもが安定した、規則正しい生活を送れない。</p>	<p>・各区支援課 (障害福祉係) ①、②</p> <p>・各区福祉課 ①～④</p> <p>・こころの健康センター ②～④</p> <p>・各区支援課 (児童福祉係) ①～④</p>	<p>①・生活や養育に必要な金銭面の支援。 ・子どもが必要な教育や学ぶ機会を確保できるように子どもや家庭を支援する。 ・登下校をサポートするサービスの活用支援。</p> <p>②・家事全般への支援、保育施設や生活スキル向上のための施設利用支援。 ・必要な医療に継続してかかることができるような支援。生活相談ができ、見守ってくれる支援。</p>
<p>③ 家庭内で暴力や暴言等があり、子どもの安全が脅かされている。</p> <p>④ 保護者や子どもが社会から孤立し、学校や地域とのつながりが持てず、支援につながらない。</p>	<p>・児童相談所 ②～④</p> <p>・子ども家庭総合センター 総務課 ②～④</p>	<p>③ 子どもの安全を守る支援。要保護児童対策地域協議会で必要な支援を協議共有する。</p> <p>④ 様々な側面において介入するきっかけを探る必要があり、要対協の台帳がその1つ。各学校における要対協に登録されている児童生徒の欠席情報について、関係部局と情報共有することで、虐待等のリスクに対し、早期発見・早期対応を行う。</p>

## 4 不登校等児童生徒への支援における教育委員会と市長部局との連携

(2) 不登校等児童生徒への社会的自立に向けて、見学・体験活動や出前授業等の提供による連携

見学・体験活動、出前授業等	主な連携先
<ul style="list-style-type: none"><li>・SDGsに関する出前講座</li><li>・さいたまこどもエコ検定参加 (資料・参加賞提供)</li><li>・性教育授業 (講師依頼)</li><li>・自宅での防災対策に関する出前講座</li><li>・その他 (クリーンセンター見学、農業体験等)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市経営戦略部</li><li>・環境局環境創造政策課環境政策係</li><li>・保健福祉局保健部こころの健康センター</li><li>・総務局危機管理部防災課</li><li>・環境局、経済局等</li></ul>

## 5 連携を依頼する事項

- ・学校から依頼されたケース会議への参加  
(それぞれの機関のもつ情報の共有、支援の方向性についての協議、確認)
- ・電話等での情報共有  
(各機関での進捗状況や関わりの情報共有、現在起きている問題や困難さの把握)
- ・教職員やスクールソーシャルワーカー等との連携
- ・関係部局による家庭訪問等への同席
- ・関係部局それぞれの機能(強み)を生かした連携